

# 外国人労働者問題の実態

## 日本における外国人労働者の現状

日本に来る外国人労働者の顕著な増加は、1980年代以降、円高が急激に進んだことにより、突如現われた現象である。日本政府の試算では、日本には約76万人の外国人労働者がおり、入国管理局は、その内、22万人が不法就労者であるとしている。これらの不法就労労働者の大多数が、いわゆる3K（汚い、危険、きつい）と呼ばれる特定の職業および産業に従事している。このことは、不法就労者のみならず、合法就労外国人労働者にも当てはまる。

また、女性の外国人労働者が、最低の賃金で、社会的に評価の低い職業に集中する傾向が見られる。日本では性産業が急成長している。興業ビザを持つ者を、性産業における搾取の対象予備軍と考えるならば、興業ビザの保有者の数が急増していることは非常に深刻な事態である。入

国管理局の統計によると、12万3322人（2003年）が興業ビザで入国している。日本で人身売買がかなり増加しているため、各国大使館やNGO（非政府組織）は、日本政府に対し、人身売買を防止及び禁止する法律を早急に制定するよう促している。（出所：デイリーヨミウリ）

外国人労働者とりわけ不法就労者は、労働条件が劣悪なことが多い上、1990年代以降続く不況による多くの社会問題に関し、問題の原因とされるのが以前より増えており、スケープゴートになっている一面が見受けられる。このことは、外国人労働者に対する日本人の敵意の増大という形で現われている。

## 外国人労働者に対する取り締りの強化

2003年10月17日に、法務省、東京都、警視庁が、不法滞在の外国人に対する対策を強化し、取り締りを行うことにより、5年以内にその

数を半分にする、という共同宣言を発表した。（デイリーヨミウリ）

しかし、日本当局が、不法外国人労働者を排除する対策を打ち出したのは、今回が初めてではない。日本に外国人労働者が大量に流入し始めたのが1985年とすると、これに対する大がかりな取り締りは6年おきに行われていると考えられる。取り締りは、1991年に行われたのが最初で、次に更に強化された形で1997年に行われ、3度目の取り締り強化が2003年に行われている。

法務省入国管理局では、近年、6月を不法就労外国人対策キャンペーン月間と定め、不法就労の防止について理解と協力を求める活動を行っているほか、2004年6月の入管法改正（施行は同年12月）により不法滞在者への罰則が強化されるなど、さまざまな取り組みがなされている。不法滞在者対策に関する主な変更内容は次の通り。

### 畑 恒夫

はた・つねお

●日本ILO協会組織部次長



#### 1. 罰金の引き上げ等

不法残留の罪等に関わる罰金の上限が30万円から300万円に、同じく不法就労助長罪に関わる罰金の上限が200万円から300万円に引上げられると共に、過去に退去強制歴等のある者が再度退去強制された場合の上陸拒否期間が10年間（過去は5年間）に延長された。

#### 2. 出国命令制度

自ら出頭した不法残留者で過去に退去強制されたことが無いなどの所定の要件を満たす者については、退去強制手続によらずに出国が命じられることとする制度が設けられ、その者に関わる上陸拒否期間は1年間とされた。

#### 3. 在留資格取消制度

偽りその他の不正手段により上陸

許可等を受けたこと、正当な理由なく在留資格に関わる活動を継続して3カ月以上行わないで在留していることなどの事実が判明した場合に、一定の手続を経て当該外国人の在留資格は取り消されることとし、出国させる制度が設けられた。

また、2006年5月の出入国管理及び難民認定法の一部改正により、①テロの未然防止のための規定の整備、②出入国管理の一層の円滑化のための規定の整備、③構造改革特別区域法による特例措置等を全国において実施するための規定の整備が行われ、外国人が日本への上陸審査時に、電磁的方式によって指紋等の識別情報の提供、日本に入る航空機等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告などが義務づけられた。

## 移住労働者、外国人労働者の権利

全ての移民、外国人労働者は、譲渡されない基本的な人権と自由を持つ人間である。この権利は、世界人権宣言などの国際文書を通じて世界中で認められているものである。移住労働者の権利は、さまざまな国際文書で特記されている。移住労働者、

外国人労働者およびその家族が、しばしば差別の対象となり、社会から疎外される問題に直面することは広く認められており、こうした国際文書は、彼ら（彼女ら）の処遇に関する最低基準を確立させるといふ国際社会による試みを反映したものである。（出所：IOM：国際移住機関）

移民、外国人労働者の権利保護に關し、近年もつとも大きな成果となったのは、1990年に、全ての移住労働者およびその家族の権利保護に關する国際条約が、国連総会で採択されたことである。この条約は、基本的人権基準を再度主張・確立し、移住労働者およびその家族に適用される文書において、この基準を具体化することを狙いとしている。こうした人々のグループは、しばしば弱く無防備な立場に置かれておりと認識されてきた。特に地下経済活動に従事する場合や、労働者の売買といった問題にさらされていることを考慮すると、こうした人々の立場は脆弱である。従って、不法あるいは不規則就労の状態にある移住労働者およびその家族を保護する法的手段を提供することが求められている（IOM）。

日本政府は、日本における移住労働者に対する処遇の改善につながる上記の国際条約をまだ批准していない。

日本における移住労働者の状況は、いまだに劣悪である。とりわけ、不法不規則労働者は、低賃金、長時間労働を余儀なくされ、保険は不十分で、昇進の機会も不平等である。かれらは、日本人の同僚よりも長時間働いているにもかかわらず、受け取る賃金は日本人より低い。また、税金を納めているにもかかわらず、日本の福祉制度からは完全に除外され、さらには、社会保険制度に対する脅威とみなされている。

日本にやって来て、彼らはしばしば、労働市場においてステータスが低い劣悪な労働条件で働いていることに気づく。移住労働者は、交渉力はほとんど持ち合わせていないので、結果として、彼らは低収入労働者という分類に入ってしまう。日本では、移住労働者は社会の片隅に追いやられ、社会的に除外されている。移住労働者に関する日本の政策面での介入は、主に労働市場政策に関するもので、彼らの保護という面はほとんど無視されており、彼らが非保護状態にあることに注意はほとんど向けられていない。国連で移民の人権に關する特別報告書の中でも「一般的に、移民労働者は、さまざまな形態の排除および限られた雇用機会を含む、構造的な差別に苦しんでいる」と指摘している。移民労働者が、「脆弱な条件下」に置かれていることは事実である。（1999年、マレーシアで開催の移住労働者に関するILO労働組合組織アジア・太平洋地域シンポジウムの結論及び勧告）

上記のILOシンポジウムの結論及び勧告で指摘されているように、移住労働者の問題は、労働組合の関心の外に置かれたままであった。移住労働者を含む弱者のグループに対し、十分な注意が払われない限り、日本で人間らしい仕事を得るということは非常に困難である。したがって、移住労働者が直面している課題や問題に取り組むことは極めて重要である。

## 日本に滞在する外国人労働者の生活・労働条件に関するサンプル調査結果

外国人労働者の生活・労働条件の実態については、外国人の犯罪等が

起きるとマスコミがテレビや新聞、週刊誌等でその一部のみをセンセーショナルに報道するのみで、正確なデータや客観的な情報が極度に不足しているのが現状である。少し古いデータであるが、外国人労働者の実態を把握するための第一段階として、ILO東京支局（現・駐日事務所）ディレセントワーク（DW）（注1）プロジェクトオフィサーとして、2003年秋に実施した日本に滞在する外国人労働者の生活条件および労働条件に関するサンプル調査結果の特徴点を以下に紹介する。小規模なサンプル調査ではあるが、その結果から今日の日本における不法就労者を含めた外国人労働者の実態が浮き彫りになった。

集住都市の代表である群馬県太田市のコミュニティレベルで行われたヒアリング調査結果を分析することにより、外国人労働者がどのように弱い立場に立たされているか、明らかにした。外国人が多く住んでいる東京都、神奈川県、愛知県、そして埼玉県地域でも追加調査を行った。本調査の主な対象グループは、一定の地理的領域において、サービス業、製造業、そして建設業に従事し

ているビルマ人をはじめとする男女外国人労働者であった。調査方法は、いくつかの宗教コミュニティに加え、地域の男女外国人労働者や、外国人労働者の組合の事務所に対し、アンケートを通じて行った。さらに、ケース・スタディーも行い、幾つかの側面について、より詳細な分析を行った。  
\*注1 ディレセント・ワーク（D E C E N T W O R K）とは、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事。21世紀においてILOはDWの確保を目指して活動している。

### 1. 調査対象者およびその背景

- 調査対象者数…合計で783名。
- 内男性679名、女性104名。
- 平均年齢…35歳。20代と30代が全体の85%を占めている。
- 出身国…ビルマ461名（男327名、女89名）と全体の8割を占めている。バングラデシュ148名（男性のみ）、スリランカ111名（男性のみ）、インド19名、タイ8名、ベトナム4名、北米・ヨーロッパ・オーストラリア32名、中国1名。
- 居住期間…半数以上が5年以下の短期居住者。4分の1強は6年から10年在住。10年以上住んでいる人は

数名のみ。一方、北米・ヨーロッパ・オーストラリア出身で合法外国人労働者の場合、短期居住者が20%であるのに対し、10年以上居住する者が37%と高い比率だった。

- 居住地…最も集中しているのが首都圏に居住する415名で52%。ビルマ人のほとんど全員は首都圏に住む、4分の1は群馬県、12%は栃木県、3%は愛知県、2%は神奈川県、1%は千葉県。
- 教育水準…北米、ヨーロッパ、オーストラリアからの高度専門職の合法外国人労働者は高学歴で68%が大学院卒。13%が大学卒、16%が学部生であった。一方、不法外国人労働者の場合、大学院卒は3%のみで、大学卒と学部生も9%に過ぎない。約半数（41%）は高卒、4分の1（26%）は中卒で、12%は学校教育を全く受けていなかった。

- 扶養家族数…日本で自分の収入により扶養する家族の数は、インド人が最高で11名。北米・ヨーロッパ・オーストラリアの人は一人と最も少なく、その他は4人から10人であった。
- 配偶者の有無…247名が既婚者で、521名が独身者である。外国

人労働者の大半（68%）は、年齢的に若いことと日本での滞在期間が短いことではつきりわかるように、仕事を貯蓄することを目的に来日し、本国に戻ってから結婚する予定であると考えられる。

- 在留資格…12%は有効なビザを持ち、88%は既にビザの期限が切れていると回答した。合法労働者と不法労働者の割合は4対1であるが、この調査対象者でみると、有効ビザ保持者と不法長期滞在者の割合がほとんど1対10である。（本調査では意識的に合法労働者より違法労働者に注目して調査した）
- 来日目的…79%が経済的なものである。17%は政治的、4%はそれ以外の目的であった。ビルマ人の場合は、国内の政治状況が深刻であり、4分の1以上が政治的であると回答した。

### 2. 労働条件

- 月収…調査対象の約半数だけが16万円から20万円を受け取っていた。ごく少数の28名は5万円から10万円以下。202名が11万円から15万円以下。316名は16万円から20万円。144名は21万円から25万円。25名は26

万円から30万円。68名は31万円以上だった。月25万円以上の収入を得ていたのは、高度専門職労働者のみであった。

●労働時間…半数以上が8時間から10時間労働だった。約5%は1日4時間から7時間のみ。233名が1日11時間から12時間、82名は1日13時間から15時間働き、その大半は2カ所のレストランで2交替勤務をしていた。

●時給…4分の3近くが時給850円から1100円。19%は最低賃金をわずかに上回る額だった。高度専門職の外国人労働者だけが時給1500円以上で、中には時給3千円から6千円の人もいた。

●労働日数…1カ月の労働日数については、7割以上が16日から20日で、13名は1ヶ月間休みが一日も無かった。

●仕事を探す方法…不法就労外国人労働者のほとんど全員が手数料なしで友人の紹介か、違法なブローカーに多額の費用を払って職を見つけていた。

●仕事の職種…ホテルとレストランで働く人の割合が最大で、次に多いのが製造業、語学学校、教育機関で、建設業とその他の業種で働く人の割合はそれぞれ2%だった。

●労働環境…95%以上が自分の職場が減入するような環境で惨めだと感じていた。労働環境が好ましく快適であると考えた人たちの9割以上は、適切なビザのある高度専門職外国人労働者と、不法就労者の内、他の労働者の採用に関して雇用者に協力したことで、ある程度の特権を与えられた人たちだった。

●仕事探しの難易度…回答者のほとんど全員が、このところ仕事を探すのは難しいと答えた。ただし高度専門職外国人労働者は、前向きな回答をした。

●給料の支払…所定の時期に給料の全額支払を受けていけるかという質問については、ホテルやレストランで働く27名の不法労働者は否定的な回答を寄せた。適切な支払を受けることができない理由を聞いたところ、大半は何の説明も受けていないと答えた。

●給料の未払い…給料の未払いについては、38名の不法就労者と2名の高度専門職の外国人労働者が、少なくとも一度は経験したと答えた。

●そのような困難な状況に置かれた時の対処の仕方…そのような困難な状況に置かれた時にどうしたのか、という質問に対しては、2名の高度

専門職外国人労働者は、労働組合に連絡したと答えた。一方、不法労働者のほとんど全員は「何もしなかった」と答えた。このことは、労働者の保護を規定した明確で確かな労働法があるにもかかわらず、経営者側が不法就労者から搾取していることを意味している。しかも回答者達はそのようなやり方が労働者の権利を著しく侵害していることも、そのような場合には、労働組合や労働関係機関またはNGOに助けを求めることができることも知らなかった。ビルマ人の不法就労者のうち数人は、在日ビルマ市民労働組合(FWUBC)に助けを求めたと回答した。

●日本における労働保護法の認知…日本における労働保護法について知っているかという質問に対しては、合法移住労働者の87%が知っている

と答えたが、不法就労者の98%は知らないと答えた。

●職場における差別…職場において何らかの差別を感じたことがあるかとの質問に対して、不法就労者のほとんど全員がビザの期限が切れているために差別されていると感じたという。彼らの半数近くは自分の宗教

的信条のために差別されていると

思っている。しかしながら、高度専門職の半数近くは、差別を受けたことは全く無いと答えている。4分の1は、差別の原因は人種だと考えている。

●仕事を変える頻度…仕事を変える頻度については、不法就労者の職の安定性は非常に悪く、高度専門職の場合は安定しているようだ。

●不当な解雇…違法または不当な解雇については、不法就労者の約9割が経験している一方、高度専門職の移住労働者はほとんど経験していない。

●超過勤務手当…超過勤務手当については、不法就労者の4分の3は全く支給されることがないが、高度専門職の外国人労働者はほとんど全員が常に支給されている。

●雇用者との契約書類の取り結び…雇用者との契約書類については、不法就労者の場合は全く作成されていないが、有効なビザを持つ非熟練労働者でさえも大多数が雇用者との契約を結んでいない。さらに、高度専門職の合法労働者の4分の1も文書

による契約をしたことがないと答えたのは意外であった。

●ジェンダーの不平等…ジェンダー

の不等等については、女性の熟練外国人労働者のうち、数人がジェンダーの不等等を感じ、製造業に従事する合法単純労働者と女性の不法労働者は、男性の同僚に比べて給料が25%低いと感じている。

### 3. 生活条件

●住まいを探すことの困難さ…住まいを探すことについて、外国人労働者の大半が家を探すのは非常に難しいと感じたが、不法就労者の場合はさらに困難で問題があることがわかった。

●住まいを探すことが難しい理由…不法就労者の場合には、ビザが切れていることが主な理由である。彼らの半数は、外国人なので保証人を捜すのが難しいこと、家賃が非常に高く、敷金が高いことが主な障害であると感じた。中には、部屋が非常に狭いと感じた人が数人いた。高度専門職の外国人労働者の場合は、外国人であるため保証人を捜すことが困難であること、家賃が高く敷金が高いことが主な障害である。回答者の4分の1が部屋がとても小さいと感じた。

●住まいの家を探す方法…高度専門

職の合法労働者の大半は合法的な不動産ブローカーを通じて家を見つけたと答えた。不法就労者の一部は、友人を介して見つけており、仲介料は請求されなかった。不法就労者の4分の1以上は友人と同居を続けており、高度専門職の外国人労働者の5分の1は同僚と同居してきた。製造業で働く不法就労者の5分の1は、雇用者から標準的の家賃の家を貸与され、15%は無料で住んでいた。

●家賃…家賃については、高度専門職の外国人労働者の8割以上が毎月7万円以上、多い人は10万円以上の家賃を払っている。一方、不法就労者の約半数は月5万円から6万円払っている、9万円以上支払っている例は無かった。

●家の広さと人数…高度専門職の外国人労働者の半数以上は2LDKかそれ以上の広さの部屋に住んでいるが、不法就労者の5分の4は2DK以下の部屋に住んでいる。

●高度専門職の合法労働者の87%は、1人か2人で住んでいる。一方、不法就労者の7割は2人か3人と同居し、約7%は8人も押し込まれた家に住んでいた。

●母国への送金…母国への送金につ

いては、高度専門職の合法労働者の半数は収入のごく一部(5分の1)を送金していた。一方、不法就労者の半数は収入の半分以上を送金していた。高所得の高度専門職の外国人労働者の方が、本国に少額の送金をしながら日本での生活を楽しんでいる一方で、不法就労者が自分の収入から生活費に使う金額は少なく、高所得の外国人労働者より多い金額を本国の両親等への仕送りに当てていると思われる。

●外国人労働者であることへの不安定さ…外国人労働者であることへの脆弱性に不安を感じているか、あるいはビザの期限が切れていることで逮捕されるかもしれないと常に心配しているかとの質問に対しては、不法就労者のほとんどが両方とも感じていると答えた。しかしながら、高度専門職の外国人労働者の31%も外国人労働者であることの脆弱性に不安を感じていると答えた。

### 外国人労働者を支援する労働組合及びNGO

連合の加盟組織である機械金属産業を組織するJAM(約45万人)は、おそらく東京都に正式に登録した最

初の外国人労働者の組合である在日ビルマ市民労働組合(FWUBC)を、物心両面の支援をしている労働組合である。港町医療センターは、横浜市にある診療所のチェーンで外国人労働者、主に不法就労外国人労働者に対する医療措置において特別な支援を行っていることで有名である。

この他、移住労働者と連帯する全国ネットワークは、外国人労働者を組織する組合とその他の関係機関のネットワークで90団体が所属しており、また、神奈川県在住の外国人労働者を支援している。その他にもいくつかの労働組合が外国人労働者を支援している。

この「日本に滞在する外国人労働者の生活・労働条件調査」は、群馬県太田市在住のビルマ人ティン・ウィン(Tin Win)氏の多大な協力を得て成し遂げることができた。改めて、この誌面を借りて感謝申し上げます。現在、彼はFWUBC会長であり、アウン・サン・スーチー率いるビルマ国民民主連盟(NLD)のブレインの一人で、政治難民の認定を受け、ビルマの民主的国家建設に向けて日本で活動をしている。